

企業版ふるさと納税中間支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

企業版ふるさと納税中間支援業務

2. 業務の目的

豊中市（以下「本市」という。）では、「豊中市まち・ひと・しごと創生推進計画」（以下「本計画」という。）に基づく、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）を活用した寄附の受入れが可能となっている。

本業務は、本計画に係る地方創生事業について、貴重な自主財源を獲得しながら積極的に推進していくため、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取組みを効果的に実施し、寄附を獲得することを目的とする。

3. 業務委託内容

本業務の受託者は、次の各号により企業版ふるさと納税による寄附獲得をめざすものとする。

- （１） 寄附見込企業に対する、寄附に係る一時的な窓口業務（事前の説明、調整及び事務手続き等を含む。）
- （２） 前号の窓口業務を実施したうえで、寄附見込企業を本市に取次ぐ業務
- （３） 営業対象企業に対して、本市及び本市の寄附対象プロジェクトを、効果的な提案ツールを活用した方法で能動的に紹介し、本市への寄附を提案する業務
- （４） 寄附対象プロジェクトの企画・実施に係る協力や助言、情報提供等のコンサルティング業務
- （５） 市外に向け寄附対象プロジェクトの効果的なPRを行いつつ、寄附効果の最大化を支援する業務
- （６） 前号のほか、本市の寄附獲得に資する支援業務

4. 協議

- （１） 契約締結後速やかに仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- （２） 受託者と本市は緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

5. 業務委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

6. 委託料額

- （１） 委託料の算定は完全成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。
完全成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の単位は切り捨てとする。）
上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- （２） 委託料は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税別）とする。
- （３） 寄附見込み企業が本市に対して寄附を行った後、本市は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって、委託料の支払いを行うものとする。ただし、委託料の支払対象となる寄附の納付期日については、令和9年（2027年）3月31日とする。
- （４） 委託料の支払時期について、予算配当を超過した場合は別途協議の上決定するものとする。

7. 業務報告

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は本市との協議により定めるものとする。

8. その他

受託者は、業務実施にあたり、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。